

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて（案）

平成19年10月5日
統計委員会決定

- 1（1） 統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3及び統計報告調整法施行令（昭和27年政令第396号）第1条の2における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

他の法令の制定又は改廃、制度の改正等に伴い当然必要とされる事項の変更
市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの
集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更

- （2） 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。
- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

(参考)

統計法施行令(昭和二十四年五月三十一日政令第百三十号)(抄)

(指定統計調査の承認)

第一条の三 総務大臣は、指定統計調査に関し、法第七条第一項又は第二項の規定による承認をしようとするとき、又は当該承認をしないこととするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

統計報告調整法施行令(昭和二十七年八月三十日政令第三百九十六号)(抄)

(統計委員会への諮問)

第一条の二 総務大臣は、統計報告の徴集(統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条に規定する指定統計調査と密接な関連を有すると認められるものに限る。)について、法第四条第一項の規定による承認をしようとするとき、又は当該承認をしないこととするときは、あらかじめ、統計委員会(統計法(平成十九年法律第五十三号)第四十四条に規定する統計委員会をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。